

## 第4回議会基本条例制定検討会議

1 日 時 平成29年9月20日(水)午後2時00分開会  
午後3時53分閉会

2 場 所 議事堂大会議室

3 出席者 委員長 渡辺守人  
委員 鹿熊正一、上田英俊、宮本光明  
武田慎一、藤井裕久  
菅沢裕明、澤谷 清  
火爪弘子、吉田 勉、杉本 正  
笠井和広、海老克昌

### 4 協議事項

- (1) 議会基本条例の論点項目整理
- (2) その他

### 5 協議の経過概要

渡辺委員長 御苦労さまでございます。

それでは、ただいまから第4回議会基本条例制定検討会議を開会いたします。

本日は大変お忙しいところお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、まず議会基本条例の論点項目の整理について協議事項とし、残りの論点項目について各会派の御意見を伺いたいと思います。

それが終わりましたら、これまで協議されている論点項目のうち保留となっている項目について御協議をいただきたいと思います。

それでは、議会基本条例に関する論点項目について、前回に引き

続き協議をお願いいたします。

前回の会議までは、5の行政のチェックを強化する事項まで各会派の御意見をお聞きしました。

それでは、配付資料等について事務局から説明をさせます。

事務局（岡本参事・議事課長） それでは、配付資料につきまして、着座にて御説明をさせていただきます。

お手元に「議会基本条例の論点項目における意見等整理表」というA3のものがございます。ページ数で言いますと、全部で16ページ、54項目の論点がございます。

このうち、今ほど委員長からお話ございましたけれども、12ページまで既に各委員の方々から論点に対する意見が書かれておりまして、それを、×、保留という形、そして簡潔に会議録に基づきましてその理由を示させていただいております。

前回までの会議の資料と少し形が変わっているところの御説明をしておきますと、左側の論点という項目の中で、第1回目の会議のときにお示ししました各論点で想定されるキーワードを箱書きで記載させていただいております。これは第1回のときの資料をこちらに転記しているというふうに御理解いただければと思います。

また、第3回の委員会のときに、総務省、それから全国都道府県議長会などからいろいろと御意見を聞いているというお話をさせていただきましたが、いわゆるこの論点、全て条例化と考えられれば、当然、会議規則とか各会派の申し合わせ事項に整理されていくものもある。また、その都度、引き続き検討し決定していけばいいものもあるというようなアドバイスをいただきましたので、きょう御議論していただくところではございませんが、右側のところに例示という形で示させていただいております。

それでは、13ページをお開きください。

きょうは6番の審議を深める事項、㊸のところがございますけれども、委員会の議案提出権の活用というところから入っていきたい

と思います。

もし各委員の方から御質問がございましたら、その都度それぞれわかる範囲でお答えしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

渡辺委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〔報道関係者退席〕

渡辺委員長 それでは、本日は第6の審議を深める事項について、論点整理をここから始めていきたいと思います。各会派の御意見をお聞きしたいと思います。

最初に、13ページの(1)番でございますが、委員会による議案提出について適正で積極的な活用について検討すべきではないかという項目でございます。

この件につきまして、最初に自民党さん。

鹿熊委員 これは現行制度の運用の課題であろうと思います。

渡辺委員長 わかりました。

社会党、無所属さん。

菅沢委員 今お話しのように、現行の制度の中での委員会や議会の質疑の場のあり方になろうと思いますので、それぞれ論点整理などの記載の適正で積極的な活用ということは当然ですし、6の(2)についても申し上げてよろしいんですか。

渡辺委員長 これはまた後ほど。

じゃ、そういうことで、わかりました。

日本共産党さん。

火爪委員 私も当面、会派での提出ないしは議会運営委員会などで今行っています議員の連名での提案というのができますので、当面のところは現状でいいのではないかと考えています。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 必要というか、適正で積極的な活用について検討すべきではないかということで、今後検討すべきだと。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 自民党が言われたのと一緒です。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も必要であるというふうに思います。

渡辺委員長 それでは次に、㊸番の年間や1日当たりの質問質疑の回数のあり方や答弁方式（分割質問、分割答弁に係る申し合わせ等）との整合、関連質問を可とすることや再質問回数の制限の緩和をはかるべきではないかという件でございます。

この件につきまして、自民党さん。

鹿熊委員 基本的には、現在の運用でいいのではないかなというふうに思います。質問質疑の重視という観点で分割質問なども取り入れてきておりますので、現在の運用を充実していくということによいと思います。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 日ごろの主張でもあるんですけども、議員が議会で発言をする、提案をする、質疑をするということは議員活動の中で最も大事にしていかなきゃならん分野だろうと思います。

そういう点で、ルールがあるし時間もあろうかと思えます。制約があろうかと思えますが、現状の中でも、例えば本会議、会派によっては一般、予特も含めて年2回という制約の中で活動していらっしゃる方もおありでございます。少なくとも、もう少し発言の回数を増やすということですね。

基本的には、発言したい議員は全て発言を許可するというね。議会の日程や時間の制約があるにしても、そうなる工夫をして、どうしても発言したい人は10分間なら10分間と制約する、制限するとかというやり方もあるわけであって、もう少し活発な議論を保障するような仕組みに改めるべきじゃないかなという意見は日ごろから申

し上げているところです。

それから、今、代表質問とか総括質問等で発言の時間制限がありますけれど、これも会派を代表するものでありますから、時間の格差はすべきじゃない、これも従来から主張しているところでございます。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 私も同じ考えです。具体的なここに書いてある質問のあり方については、今後設置される検討会議で検討していけばいい項目だと思います。

ただ、その大前提として、県議会での質問が、基本的には議員の権利であり、申し出に応じては認めるべきであるとか、少数会派への配慮、質疑の時間を十分保障するだとか、そういう基本的な考え方については、ここでないしは別のところでもいいんですが、基本条例の中で明記しておくべきだと思っています。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 発言のあり方でいろいろ、これは検討中ですね。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 自民党が言われたのと一緒ですが、ただ、前にもちょっとあるところと言うんですが、年間の質問回数ですね、会派至誠と県民クラブと無所属の会で、3人で6回と。割ったら2回なんです。一番少ないもんで、そのことについてはちょっと、投げかけはしてあるんですが、ちょっと不満です。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 論点の表現の仕方としてはいいと思うんですが、その時々適した、分割とか質問とか、そういうのが出てきたように、やり方というのはできると思いますので、それは今後、皆さんと話し合いの中で検討していけばいいと思います。

渡辺委員長 それでは次に、政策討論委員会や常任委員会の基本的な運営のあり方を規定すべきではないかということでございますが、

この件につきまして自民党さん。

鹿熊委員 この趣旨について必ずしもよく理解していませんが、表題にあるとおり、議員相互の討議ということであれば、現在の政策討論委員会の活用がよろしいのではないかというふうに思います。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 私たちも、政策討論委員会をさらに充実することによって、回数とか時間、論点の整理とかを全員でやりながら、そのところを活発化するという方法で今後しっかりやっていけばいいと思っています。

常任委員会で基本的な運営のあり方というのは、これは総合討論の観点からのことなのかどうかという、この整理の仕方、ちょっと理解が難しいですけど、これはこれでもし後で議論になれば発言します。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 私も、議員相互の討議というのは政策討論委員会に係るんであって、常任委員会で議員相互の討議を深めようという提案があったわけではないんじゃないかと思っています。

政策討論委員会のあり方と常任委員会のあり方と、今後も議会改革検討委員会の中で十分検討していくということになればいいのではないかなと思っています。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 議員相互の討議というのは、これは不要じゃないかなと思うんです。

ただ、政策討論委員会とか、あるいは常任委員会の充実を図ることに関してはいっしょに考えていかなきゃいかんというふうに思います。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 政策討論委員会で一応やっていますので、それはそれである程度カバーしておると思います。ただ、常任委員会については、

ちょっとイメージが湧いてきません。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も会派至誠さんと同じような思いであります。

政策討論委員会は内容をもっと充実していけばいいというふうに思います。

以上です。

渡辺委員長 それでは、次のページでございます。④番の現在、知事等から常任委員会、特別委員会に提出されている資料は十分機能しているか、足りないものは何かを考慮し、請求できるようにしてはどうかという件でございます。

自民党さん。

鹿熊委員 私は現状で提示されている資料は足りているのではないかなと思っておりますが、あとは、現在の制度に基づいて足らざるものがあれば求めていくということではなかろうかと思えます。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 委員会に提出される、いわゆる報告事項という扱いで、従来ずっと現状提出をされている資料のことなんでしょうかね。そのレベルでしたら、それなりにあれでいいんじゃないかなという評価はできます。

ただ、問題は議員の日ごろの活動に対する、県政にかかわる問題と課題についての調査研究、議会での発言のための準備の過程で資料請求した場合に適切な対応がなされているかどうかについては意見のあるところでして、これはそういう観点からの論点整理ではないように思いますので、もしそういう議論があれば、もうあったのかな、発言をします。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 私も同じです。前回議論した項目の中に、議会調査権とか議員の資料請求権をきちんと保障するというふうに書いたらどうだということがあったと思います。そこをきちんと書けばこれは包

含できるので、独立して掲げる必要はないと思います。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 ここは検討中ということで。現状でも僕はいいと思っているんですが、先ほど鹿熊さんが言われたように、足らざるものがあれば足していくという形でいいんじゃないかなと思います。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 自民党や公明党さんが言われたのと一緒なので、実際、現在は出されている資料は十分だと思うんです。

ただ、委員会の中でも、また資料請求があってちゃんと役所のほうから資料が追加で出ていますので、それはそれでいいと思います。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も現状で特に不足している点はないと思いますので、よいと思います。

渡辺委員長 それでは次に、公聴会制度の活用や参考人制度の活用をすべきではないかという件でございます。

自民党さん。

鹿熊委員 全く制度の運用の事項だというふうに思いますので、必要があれば活用していくということだと思います。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 こういう制度があるわけですから、もっと積極的に活用するというか、今ほとんどないように思いますので、私は必要な局面、場面もかなりあるやに考えております。

高校再編の問題をめぐってなどはまさにこういう参考人、公聴会、議会を再度開いて、意見聴取をしながら課題整理をして深めていくというか、そういういい機会なんじゃないかなと思って現在の高校再編論議を見ております。

したがって、こういうのは局面局面でもっと積極的に活用したらどうかと思うので、規定をさらにしっかりとしていくということがいいんじゃないかと思います。



渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 現行制度を積極的に活用すると書いておけばいいのではないかと思います。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 今後検討というか、必要があれば活用していくという、今後検討ですね。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 公明党さんと一緒です。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も表現はこれで適切だと思います。

渡辺委員長 それでは次に、付託された委員会における公聴会制度の活用や請願者、陳情者からの意見陳述を認めるべきではないかという件でございますが、自民党さん。

鹿熊委員 若干個人的な意見かもしれませんが、請願を受けた議員がしっかりとその趣旨を説明すべきというのが第一義的なことかと思っています。

あと、それでも何か足りないということであれば、参考人等の制度の活用でよろしいのではないかと思います。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 請願、陳情する県民の方が、さらに趣旨を明確に、論点を強調しながら行いたいという意見があれば、そういう機会を積極的につくって対応すべきだというふうに思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 私も積極的にこれは加えていただきたいと思います。

例えば今議会のように、私は3本紹介議員になったんですが、それぞれの該当する委員会に全部所属をしているわけではないので、紹介議員が説明をするというのは大変制限があって、十分できないと思います。

それから、特に思ったのは、自民党さんからたばこの請願の紹介

議員として出されたときに、請願として出された方々の文章がすごく丁寧に詳細に書いてあったんですね。やっぱり請願書の趣旨について賛否を判断するときに直接聞きたいなってすごく思いました。

そういう意味では、全部認めるということでないかもしれませんが、必要に応じて意見陳述を認める制度をぜひ採用していただきたいと思います。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 今後検討していくということでもいいんじゃないでしょうかね。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 僕もちょっと保留。保留というか、公明党さんとよく似たような感じですよ。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 ちょっとこれ、私も難しいところで、保留といたしますか検討します。すみません。

渡辺委員長 それでは次に、開始時間は9時からできないか。質問回数が増につながるのではないかとということで、議会の開始時間について、自民党さん。

鹿熊委員 必要に応じて9時から開いていたり午後から開いていると思いますが、簡潔に質問し、簡潔に討論するということがとても大事じゃないかなというふうに思います。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 僕は日ごろから思っているんですけど、私たちの社会の感覚ですね。生活だとか労働の感覚ですね。やっぱり8時とか8時半とか9時という、10時というのはちょっとやっぱり改めて、そういう社会の日常の感覚の中で我々も活動するということにすべきじゃないかなと思いますね。そして、そのことによって我々の論議の時間の確保もできますね。

ただ、当局が大変だなと思ったりします。準備したりすることで。

議員だって準備する時間が必要なわけですから。

私は、ここに9時からと書いてありますが、当面このことは念頭に置いて改革をしたらどうかと思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 私も、鹿熊さんがおっしゃいましたが、最近では9時からやる特別委員会があったり、討議時間の保障のために午後やったりというふうにするように変わってきているので、条例に書かなくてもできるということがよくわかりましたので、条例にはこだわらず、今後の議運の中で議論していてもいい項目かなと思っています。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 検討中ですね。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 鹿熊さんや火爪さんが言われたように、これは決まっていないわけですから、その議題によって9時からやるのがあってもいいがでないかと思います。

ただ思うのは、終わるのが質問者が長過ぎて1時とか、極端に言ったら2時までやっておるところもあるでしょう。これこそ人権問題になると思うがで、やっぱり短い時間で的確にやりゃいいと思うんですよ。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 遅れてきて申しわけございません。

9時の議論ですが、特段明記する必要はないと思います。今までどおり対応できると思います。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も特に時間等の明記は必要ないと思いますので、必要に応じて対応していけばいいというふうに思います。

渡辺委員長 それでは次に、7番目の政策提案型議会になる事項という次のページを見ていただきたいと思います。

この件につきまして、最初に議会の政策立案能力の向上を図るべ

きではないかということで、この件につきまして自民党さん。

鹿熊委員 議会の政策立案能力の向上はとても大事なことだと思いますが、その実質を形成するのは、各議員の提案力といたしましうか日々の活動であり、会派の日々の調査活動であろうというふうに思いますので、それらがあわさって総合的に富山県議会の政策立案能力の向上ということにつながるんだらうというふうに思います。

だから、それを構成する要素が大事であろうというふうに思っております。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 県民の要望を的確に捉えて県政を政策化すると、そういう論議の過程でしっかり財源、財政論もできるように日常的に研さんすると。そして資料もしっかり持つという、そういう点ではここに書いてあることは当然のことで、特段強調して条例の中に書き込む必要があるかどうか、一般的な我々議員の活動の理念としてしっかり押さえるべきだらうと思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 当然のことだし、現行の制度でもできることだと思いますが、ただ、基本条例にこうやって議会の政策立案能力の向上をさらに図るために努力するとか、積極的な提言を行っていくとかということ明記することはいいことだと思います。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 必要で、今後検討だと思います。

それから、議員の政策立案を高める工夫というのは必要だらうというふうに思います。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 菅沢さんと同じです。

それで、現在も政党なり会派でいろいろ提案しておられるものから、非常にそれはいいことだと思います。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 現状でも機能しているとは思いますが、基本条例に明記することも可能かと思えます。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私たちがふだん行っている一般的な活動のことですけども、僕としては基本条例にしっかりと明記しておけばいいのかなというふうに思います。

渡辺委員長 それでは次に、議員研修制度を創設すべきではないかということでございます。

この件につきまして、自民党さん。

鹿熊委員 議長主催の形での研修制度とか研修会とか行われておりますので、現在の運用の充実ということが大事であって、必ずしもこの制度創設ということをも明記することまでは必要でないと思えます。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 現行行われていることを継続しながら充実していくというのでいいんじゃないかと思えます。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 私も議員研修制度という名前を銘打って新設をするまでは書かなくていいと思えます。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 必要であろうと思えます。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 自民党さんと火爪さんが言われたのと同じです。菅沢さんのはちょっとよくわからなかったもので、ごめんなさい。少なくとも自民党と火爪さんと同じです。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 研修などは個々で皆さん積んでおられますし、会派によっては部会などをつくってやっておられます。

議員個人個人が選挙で選ばれてきて、基本条例に研修制度を盛り込まなければならないということの意義がよくわかりませんので、

必要ないと思います。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も火爪さんと同じというか似ているんですけど、創設すべきではないかというのは必要ないのではないかなというふうに思います。

ただ、議員研修においては、いろんな意味において行っていけばいいというふうに思いますし、県議会として行うということはぜひやっていけばいいというふうに思いますので、項目としては私は必要だというふうに思います。

以上です。

渡辺委員長 それでは次に、④7番の広域政策への取り組み、他の県議会や県内市町村議会との共通課題に対する調査研究について実施をしていくべきではないかという件でございます。

この件につきまして、自民党さん。

鹿熊委員 会派の中ではこういったことの取り組みは行っておるわけですが、議会として行っていくことの必要性もこれから出てくるだろうと思いますが、それをどう表現するのか、運用でできないのかということでもあります。

3県議長会が主催されての交流会みたいなのも、あれは運用でやっているんだと思うので、そういったことの充実ということも考えられるとは思いますが。

いずれにしろ、時代の情勢から見て、広域的な取り組みとか県内市町村とか他県との取り組みの必要性はあると思います。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 会派の活動の中で調査研究、そのために政務活動の一環として出かけると、具体的にそういう展開を現実やっていますので、さらにそれを充実していく方向は我々も会派の活動の中でしっかりやっていきたいというふうに思っています。

議会としてもそういう活動は十分意識的にやっていく必要がある

うかと思いますが、特別何か記載をしてどうこうということの必要があるかないかは、そこまでは考えません。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 交流、連携を促進するという趣旨のことを書いておけばいいと思います。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 必要だろうと思います。

大学あるいは民間企業とか、産業活性化の観点で交流連携というのは大事であろうというふうに思います。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 必要だと思いますが、文章にして表示しなくてもいいような気がするんです。

というのは、会派とか党派としては割と動きやすいんだけど、全部の会派でとなると時間もかかるし、そういうこともあるから文章に別に出さなくてもいいと思います。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 広義の意味で言えば、議長会だとか市町村議長会だとか連携した部分があるので、共通認識として持つ意味で、こういうことをやっているのをそれを活用したいとかというふうな言い方で書き込めばいいんですが、特段これを明記する必要はないのではないかなという思いであります。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 表現の仕方の部分ではちょっと、どういうふうに明記するのかというのは今後検討していかないといけないと思うんですけども、交流と連携はもちろん大事でありますし、この下に記載されているキーワードもできれば、もし記載するのであれば盛り込んで記載していったらいいというふうに思います。

渡辺委員長 それでは次に、他の地方公共団体の議会図書室との連携や県民の利用促進を図るべきではないか。図書館機能の充実と議員

の活用、ここらにつきまして自民党さん。

鹿熊委員 議会図書室の充実という表題は、これはこれで大事なことかと思いますが、この中身に書いてある他の地方公共団体とのとか、県民の利用促進というところまでは果たして必要なのかなと思っておりませんが、とにかく議会内の図書室の充実、人や予算面においても充実は大事かと思います。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 議会図書室の充実という項目はそれで別にいい。記載をされてもいいですし、当然のことじゃないかなと思いますけども、我々議員の調査研究活動とか政策提言のための準備活動ですね、今の図書室は非常に役立つというか、しっかりとサポートしていただけるので感謝しています。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 私も同じです。充実という項目を入れておけばいいのではないかなと思っています。

蔵書だとか、それから各図書館との図書の貸し出し連携だとか、それから司書さんも優秀な司書さんが入っていただいているので、そういうもののさらなる強化とか、そういうものは必要ではないかなと思います。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 一緒ですね。一応必要なんですけども、やっぱり他の連携だとかというところは、そこまでは要らないんじゃないかなというふうに思います。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 充実ということを書いておいてもいいと思うんですが、ただ私、図書館によく行っておるほうだと思うんですが、他の地方公共団体との連携とか県民の利用促進、ちょっとイメージが湧かんがで、すみません、これ、ようわかりません。

渡辺委員長 県民クラブさん。



笠井委員 私もよく利用させていただいているんですが、特段他の議会図書室との連携ということを書かなくても、図書室の位置づけというのは、見識を高めたり資料をつくったりする場でありますので、充実というところでとどめておけばいいのではないかと思います。特段明記する必要もないとは思うんですが。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も、「他の地方公共団体の」という言葉と、「県民の活用」までは必要ないというふうに思いますので、充実ということで記載すればいいと思います。

渡辺委員長 それでは次に、8番目の住民参加に関する事項について御意見を賜りたいと思います。次の16ページをお開き願いたいと思います。

最初に、議会意思の決定結果や形成過程等を説明する方法についても盛り込むべきではないかということでございます。

この件に関しまして、自民党さん。

鹿熊委員 趣旨がよくわかりません。

今ホームページでの公開の中でこれらのことについてはなされているのではないかと理解いたしております。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 議事録の公表とか議会の公開は現実行われているわけで、格別そのことをめぐって今問題意識はないんですが、ただ、「開かれた議会」という、キーワードのところに記載がありますね。そういう意味では、いわゆる議会の全面的な意味での公開は十分検討して、これは別のところでも議題になっていますから、重ねてここでそれを主張しておきます。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 項目としては必要だと思います。公正な開かれた議会、県民に対する意思決定、議論過程の公開、説明責任、入れておくべきだと思います。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 私も項目としては必要であろうというふう思います。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 鹿熊さんが言われたのと同じで、ホームページに一応載っているわけですね。あとは、要するに、それぞれの議員が県政報告なり議会だよりをつくって配ってやれば、県民にそれぞれが40人もやれば、それはそのほうが効果あると思いますよ。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 この過程を説明するということになると、事務局さんにまた手間をかけて、いろんな手順を踏んで、ペーパーを起こしたり文字をつくったりしなければならぬのではないかという懸念があります。

そうできるのであればしてもいいんですけども、果たしてそこまでする必要があるかということでございます。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 現状、皆さんが言われたように、ホームページや議事録等の公開をされていますし、あとは議員個々で報告会等を開催して説明をしていけばいいというふうに思いますので。

渡辺委員長 それでは次に、公正が確保される公開のあり方について規定すべきではないかという件につきまして、自民党さん。

鹿熊委員 これ、ちょっと趣旨がよくわかりません。

渡辺委員長 社民党・無所属の会さん。

菅沢委員 公開のあり方、原則公開です。それはちゃんと規定すべきだと思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 独自の項を起こさなくても、④9番の中に、方法については原則公開、同時に不断に公開のあり方について検討していくというふうに加えておけば、具体的な方法について規定しなくてもいいのではないかなと思います。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 項目としては必要なのかなという感じですね。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 僕もちょっとようわからんがやちゃね。委員会への住民参加と発言権の付与とか、ようわからんわ。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 私もこれ、よく理解していませんので。

杉本委員 俺、1つずらかいたの。間違えた、堪忍、堪忍。

俺、さっき 51 番を言うたが。⑤0 番は保留。保留というか公明党さんと一緒。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も具体的にこれだけでここに書く必要はないと思いますし、④9 番に盛り込んでというか、中のほうに記載すれば十分対応できると思いますので、そういう意見です。

渡辺委員長 それでは次に、51 番の議会モニター制度の創設や県民が参加する審議会等の附属機関の設置、委員会への住民参加と発言権の付与、パブリックヒアリングのあり方を盛り込むべきではないか、この件につきまして自民党さん。

鹿熊委員 これもよく趣旨がわかりませんというのが1つあります。

それと、そもそも県民参加ということの意味が、議会制民主主義という議会の中でどのような位置づけをしようとするのか。例えば傍聴とか。基本的に住民の方々の意向を我々はしっかりと吸い上げていって、それを議会で県民の声を代弁するということが重要な機能だと思っておりますので、それを住民参加という手段でもって補う部分はこういった部分なのかということは、よく検討する必要があります。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 県民参加というのは、県政推進に当たっての基本的な理念というか、そういうふうに位置づけられるわけで、そのことを議会

としてはチェックするというか、その推進のために議会の役割を果たすということでもあります。

したがって、関連する議会の活動について、絶えず開かれた公開の場での議会の論議というか、あればいいわけで、ここに書いてあることについて、個々にはちょっと吟味をする必要があるかと思いますが、基本的には間違っただことは書いていないと思いますので。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 私も、県民参加とか開かれた議会というのは同じことにつながる大事な立場だと思います。

ただ、<sup>51</sup>番に書いてある具体的なことまでは今後の課題ということで、今回はここまで書かなくてはいいいのではないかなと思っています。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 先ほどもありましたように、あまり詳しくまでは書く必要もないような、一応必要という感じではありますけど、詳しくどうのこうのということまで要らないんじゃないかなという気がしますね。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 さっき早まって言いました。

火爪委員 何言ったっけ。

杉本委員 だから、委員会の住民参加とか発言権の付与だとか、そこからへんはちょっとようわかりません。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 開かれた議会で県民参加ということは非常に重要な項目でありますけども、4つ書いてある個別的なことを1つ拾い上げてみますと、議会モニター制度というのはもちろんいいかなと思うんですが、県民が参加する審議会等の附属機関の設置というのは、何か意見交換会みたいなところでの発言を意とするのか、委員会への住民参加というのはどの委員会を指しているのか全くわからないとい

うことで、パブリックヒアリング、コメントじゃないヒアリングのあり方を盛り込むと、個別的に書かれても、前向きに検討できることとして全くできないこと、先ほど鹿熊先生が言われたように、議会制民主主義で我々は選挙で選ばれて、その代表として発言をするわけでありますから、その平の場に一緒にいて議論して、それを県政に反映させていくということの直接的な関与というのは避けるべきではないかと思えます。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も同じような意見であります。

県民参加というのは大事かもしれませんが、意見交換会というものであれば僕も必要だというふうに思いますけども、ここに記載されているような言葉は特に記載する必要はないと思えます。

渡辺委員長 それでは次に、若年層をはじめ、幅広く主権者としての意識の醸成を図り、議会制民主主義を議会の側の立場から推進する規定を置くべきではないかという、主権者教育の推進ということで、52番につきまして自民党さん。

鹿熊委員 これもどういう意味がよくわかりませんが、きのうもそうでしたが、最近議会に高校生が傍聴に来たり大学生が傍聴に来たりという流れは、こういった主権者教育の推進という観点から導入しているんじゃないかと思えますので、このあたりの運用をより充実していけばいいのではないかなと思えます。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 これも議会の基本条例に定めることなのかなとちょっと疑義があります。

県政の推進に当たって、県民主権というか、民主的な県政、県民参加の県政というか、こういう観点で県政が推進されるように、それをチェックする、そのために議会で論議をしたり論点整理をして政策提言をしていくというのが議会の役割でありますから、むしろそういう観点でこの問題を捉えていくべきだと思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 県議会が果たしている役割を若年層とも共有をしていくということはとても重要なことなので、推進を明記したらいいと思います。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 私も主権者教育の推進というのは必要だろうと。推進されたらいいと思います。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 今鹿熊さんが言われたように、この間の高校生の傍聴だとか、そして18歳以上から投票権が当たるとかということで、そういうことに対しての流れというか、一生懸命やっておられますので、それはいいことだと思います。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 私も皆さんと同等の意見でありまして、特段これをかた苦しく書く必要があるのかなという思いであります。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も笠井県議と同じであります。<sup>51</sup> 番の県民参加のところに同じように記載してもいいのではないかなというような思いでもあります。

渡辺委員長 それでは次に、9の補則でございます。この件につきましてもまたご意見をお聞きしたいと思います。

最初に<sup>53</sup> 番、議会基本条例の最高規範性を再確認すべきではないかということについて、自民党さん。

鹿熊委員 私は一度、最初のほうで話したと思うんですが、最高規範性ということをあえて位置づける必要はないのではないかなと思っておりまして、まさにこの名前のとおり、議会の基本的なことを定める条例という位置づけ、理解でよろしいと思います。あえて最高規範性ということ明記する必要はないと思っております。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 同じく。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 これまでつくってきた条例、会議規則、申し合わせに議会基本条例が優先するという意味だと思うので、最高規範性という表現は何かとても高飛車で抵抗を感じるということだと思います。

それこそわかりやすい表現を使って、この意味のことを書いておけばいいのではないかなと思います。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 一応必要なことは必要なんだけど、あまりかた苦しなく書かれればいいんじゃないかなという感じやちゃね。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 鹿熊さんと一緒です。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 基本条例が議会の憲法と言われているように、その基本条例に照らし合わせて、今までの条例だとか会議規則など申し合わせ事項も見直されるべきではあると思いますので、それをやっぱり頭に枝葉としておろすことが必要でないかと思います。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私もここに最高規範性という言葉は書かなくてもよいと思いますので、もっと適正な言葉で表現すればいいというふうに思います。

渡辺委員長 それでは、次に<sup>54</sup>番、議会の最高規範であり続けるための見直し規定を設けるべきではないかという件です。

自民党さん。

鹿熊委員 <sup>53</sup>番との関連からして、最高規範であろうが何だろうが、必要があれば直すということを書いてもいいし書かなくてもいいと思います。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 書いてもいいと思いますよ。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 条例や会議規則の改正が必要になって、それが合意されたときに、それと違うことが議会基本条例に書いてあったら、それは議会基本条例のほうも見直すことは当然なので、この規定はつくっておかなければいけないと思います。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 見直し規定は必要であろうと思います。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 すみません、よくわかりません。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 もちろん見直しを時代に即した形でやることは必要だと思うんですが、見直しするときの条件も何か考えていかんならんがじゃないかな。安易に、こう言っちゃ何ですけども、会派の力で押し切られるような変え方をされていくようなことにならないかちょっと心配なので。そんな難しいことは考えていないんですけども、最高規範であるという位置づけの、議会での憲法と位置づけられておる基本条例の扱いですから、複数の会議規則や申し合わせよりももっと重きを得るべきではないかという意見です。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も必要なときに見直していけばいいというふうに思います。

渡辺委員長 それでは、これで54の論点項目について、一応一通り各会派の御意見をお伺いいたしました。

本日お伺いした皆様の御意見につきましては、事務局でまとめて、後日、各委員に配付をさせていただきたいと思います。

それでは、ここで前の項目に戻って、保留となっている箇所について各会派のお考えをお聞きしていきたいと思います。

最初に6ページの4番、開かれた議会を実現する事項についてお聞きをしたいと思います。



また、この間、必要に応じて、前回までの調査依頼事項については事務局のほうから再説明をさせます。

それでは、6ページの保留のところなんですけれども、岡本さん。事務局（岡本参事・議事課長） それでは、今ほど委員長から指摘のありました6ページの論点の でございます。保留が多いところでございますして、正副議長の立候補制、所信表明を導入すべきではないかということ、それから、関連して の機動的に議会を招集すべきではないかという、この2点についての調査情報提供をさせていただきます。

まず の正副議長の立候補制につきましては、はっきりと規定を設けておりますのは長野県の条例でございました。長野県のほうでは、条例に基づいて立候補制をとって選挙で選んでいるということ、それから所信表明もしていただいているということでもございました。

これは、すみません、条例ではなくて各党派交渉、いわゆる本県で言う代表者会議で決定をしてやっているということでもございました。条例そのものではございませんでした。

このあたりは総務省とも確認したんですけれども、地方自治法の103条で「普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない」という規定がありまして、この規定の考え方からすれば、立候補という部分は想定をしていないということでもございました。

それから、所信の表明という部分については、山梨県と鳥取県がございまして、山梨県は議会基本条例に基づいて「その職に就任することに意欲ある議員は、選挙に先立ち所信を述べるものとする」という規定を設けておりました。

それから、 の関係に関する情報提供でございますが、正副議長の責務ということについて、機動的に議会を招集すべきでないかというこの意味合いなんですけれども、いわゆる山梨県議会の基本条例におきまして、正副議長の責務について改めて規定をしていると

いうところがございました。

これは、背景には、平成26年度の当初予算で、その審議のときに議長が議会を招集せず開会できなかったことによって当初予算が流れてしまって、いわゆる知事の専決処分によって予算を執行したという経緯がございまして、その反省点に基づいて、改めて責務、機動的な議会招集について盛り込んだという特殊な背景があった論点でございます。

以上です。

渡辺委員長 それでは、今ほど少し説明もございましたけれども、改めて自民党さん、 番の正副議長の立候補制、所信表明を導入すべきではないかという点につきまして、何か御意見ございますでしょうか。

鹿熊委員 必要ないのではないかなという思いが募りました。

渡辺委員長 わかりました。

社民党・無所属さん。

菅沢委員 当然、僕はあっていいと思います。やはり今、議会の壇上というのは、正副議長の事実上の任期1年での特定の会派の事情による、ある意味では私約交代みたいなのが現状行われております。

これは議会の根本的なあり方として問題があると思いますので、任期4年の中で正副議長の任期も考えるべきだと思いますし、しっかりと役割や責務を果たすべく、立候補制と所信表明を行うと。当然のことではないかと思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 私も導入したらいいのではないかなと思います。

昔の自民党さんは、議長選挙に当たって、ぜひこの方をいうことで個別に回ってこられて、一言、二言話をしていかれたりしたんですが、最近は全然、直前になって耳元でささやかれるぐらいで、それは県民からすれば、新聞報道だから新聞を読む人はわかっているんですが、誰の名前をどうやって何を根拠に書くのやらさっぱりわ

からん県議会ということになって、県民のあずかり知らぬところで議長が選ばれているという感想を持っておられると思うので、思い切って所信表明、おもしろいのではないかなと思います。

渡辺委員長 それでは、公明党さんは前回これで要らないということだったので、会派至誠さん。

杉本委員 前のときは容認してもいいのではないかなというふうに思っておったんだけど、今ちょっと説明聞いたりしとったら、せんでもいいがでないかなという気がします。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 導入すべきだと思います。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も今説明を聞いて、長野県さんと総務省の説明から、特に私は不要だというふうに思います。

渡辺委員長 それでは次に、 番の正副議長の責務を明確にし、機動的に議会招集すべきではないか、この件につきまして自民党さん。

上田委員 私は書く必要がないと思います。責務を明確にするということになると当然、逆に機動的にということになると、責務と機動的というのは相反する言葉だと思いますので、責務を制限列挙で書くことによって、それ以外のことをやるときにはどうしたらいいのかということが当然問題として出てこようかと思っていますので、ここは書く必要は全くないと思います。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 議会は年4回の定例会を中心に動いているわけですが、複雑化して、非常に流動化する社会情勢、県内情勢に対応する意味でも、県民の課題に対応する意味でも、やっぱり責任を明確にして機動的な議会对応というのは当然のことであって、強調してもいいんじゃないかというふうに思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 菅沢さんの言われたように、当然のことだと思います。

ただ、当然のことをわざわざ、山梨県で書いた事情というのは御説明があってとてもよくわかりましたので、富山県の場合は書かなくても明確になっているということで、書かなくてもいいのではないかなと思います。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 自民党と火爪さんと一緒です。

火爪委員 自民党の誤解を招くようなつけ加え方をしないでください。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 責務は明確にということは要らないんですが、機動的に議会の招集すべきではないかというのは招集すべきだと思います。いろんな事態が想定されますので、通年議会を開催されている都道府県もあることですし、書くべきだと思っています。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私もこれは不要だというふうに思います。

渡辺委員長 それでは次に、第 番目の会議規則に定めた全員協議会、各会派代表者会議などを原則公開し、必要と認めるときは非公開とすることでよいかという件で、これも結構保留があったんですけども、再度自民党さん。

上田委員 すみません、この保留の下の段に、「どこまで記載するのか、関係を整理し」という、この段階がまだ出てきていないと思いますので、引き続き保留ということで。

渡辺委員長 わかりました。

社民党・無所属さん。

菅沢委員 原則として公開、開かれた議会の実現ということは明確にするべきだと思います。

ただ、必要と認めるときは非公開というのは具体的にはどういうことなのか、限定的にどういうことなのかわからない。必要があるかどうかちょっと疑問なんですけど、必要がある場合はこれ、私どもも研究してみたいと思いますが、限定的にすべきだと思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 前回私は何で保留にしたのかよくわからないんですが、入れておくべきではないかと思います。

今は原則非公開で、必要と認めるときに各代表者会議は公開みたいになっていますが、逆にするということでもいいのではないかなと思います。 です。

渡辺委員長 公明党さんは要らないということですね、前回。

吉田委員 はい。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 自民党と同じ保留。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 賛成している。原則公開は明記してほしいということで前回。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も今回は保留をお願いします。

渡辺委員長 それでは次に、インターネットによる中継をもっと充実すべきではないか、常任委員会等ということでございまして、これも前回保留というのがほとんどでございましたので、自民党さんから再度どう思っているか。

鹿熊委員 「現状を踏まえ、議論したい」と書いてあります。変わりません。現状の充実でいいんじゃないかなと思います。

渡辺委員長 わかりました。

社民党・無所属さん。

菅沢委員 現状はこれで一定の前進だったんですけど、これをさらに充実するという方向は絶えず、公開の原則を主張しておりますから、絶えず研究しながら時代の状況に合わせて推進したらいいと思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 前回私、何て言ったっけ。要するに、基本条例には入れな

くてもいいと。いいけれども、今後、議会改革の検討委員会の中で検討していくべきだというふうに言ったんじゃないかなと思うんですが、そう聞こえなかったということで、すみません。×です。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 現行の中継というか、一応検証してほしいなというふうに思っております。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 火爪さんと一緒です。

火爪委員 ありがとうございます。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 前回明記して推進すべきだということで、変わりません。

渡辺委員長 わかりました。

無所属の会さん。

海老委員 私も特にここには明記せずに、議員の中等でまたいろいろ検討して、どんどん県民の要望に応じていけば、発信していけばいいというふうに思います。

渡辺委員長 それでは、次に7ページの 番、非公開の場合の記録の公開と情報開示の方法を明記すべきではないかという件でございます。

この件につきまして、自民党さん。

鹿熊委員 「現状を踏まえ、議論したい」と書いてありますが、変わりませんね。現在の公開、情報開示はこれでよろしいんじゃないかなと思います。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 より積極的に公開をする、情報の開示をする、明示をしていくというので、明記したほうがいいと思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 どこの会合に全部かかるかかからないのかちょっとわからないんですが、原則公開とすると。特殊な事情の場合は非公開もあ

りと。その場合にも、積極的に記録などで県民に公開をしていくということは必要なのではないかなと思います。

ただ、方法まで書かんならんがかなというふうに思いますので、×ということで。結論が大事。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 協議調整の場で、その都度議論が必要という感じですね。

火爪委員 か×か か言わんと。

吉田委員 。その都度議論すればいい話じゃないの？

火爪委員 そうするのは×と言わないと。

吉田委員 そうするのは×でいいがけ。なら×や。

火爪委員 ここに明記するかどうか。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 火爪さんと一緒です。×。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 方法を明記すべきではないかというのは×でありまして、するかどうかということは、また皆さんと議論しながらそれは進めていけばいいというふうに思います。

渡辺委員長 それでは次に、議会報告会を実施すべきではないかということで、これも保留が多かったんですけども、自民党さん。

上田委員 ここに書いてありますとおり、本会議等、中継されておりますし、本会議、予算特別委員会、また常任委員会等についても会議録等が出ていますので、それだけで十分だと。全てを網羅しておるといふふうに思いますので、不要だと思います。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 これは議会活動の報告という意味で、(4)ですね、⑳、㉑なんですけれども、この議論は広報誌の発行とか報告会の実施とか、具体的には提起されているわけですね。

私たちはそれぞれいいと思いますが、中身ですね、結論、決定事項だけではなくて、議論の過程が大事だと思います。県民に開示し

て、県民に議会の活動の中身を知っていただく。そしていろいろ県政についてのお考えをいただき、自分たちの見解を申すというような。そういうことではそれぞれいいことだろうとは思いますが、しかし、そういう条件が、しっかりやっていくことも必要なんじゃないかと思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 議会報告会の実施など積極的に検討していくという表現で書いておけばいいのではないかなと思います。

議会改革検討小委員会でこの問題を議論して、その中から、常任委員会の県内視察のときの、報告会ではないけれども懇談会から始めてみようじゃないかというようなことで実施をしてきた経過があると思います。だから、今後の検討課題として書いておけばいいのではないか。具体的なことについては、今後の検討委員会の中で具体化していくというぐらいのスタンスで書いておけばいいのではないかなと思います。 です。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 自民と同じということでありますので、一応×ですね。

渡辺委員長 至誠さんは×。

杉本委員 はい。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 前回も×に近い意見を言ったんですが、現実問題として無理ではないかと思しますので、必要ないと思います。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も笠井県議と同じような意見であります。×であります。

渡辺委員長 それでは次に、行政視察の報告会を実施すべきではないかということでございますが、この件につきまして自民党さん。

上田委員 不要だと思います。常任委員会等の行政視察ということ想定しているのでありましようけれども、当然、議員それぞれによって受けとめ方は全く異なってきますし、その異なった受けとめ方



を議員個々人が政務活動費等を利用して報告をするということで十分事足りると思いますし、現実的に果たしてこれが、予算もかかる、効果を考えると、あまり現実的ではないのかなというふうに思います。議員個人の活動で十分カバーできるというふうに思います。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 特定して行政視察の報告会をやるということの記載は必要ないんじゃないかというふうに思います。行政視察も含めて議会活動の中身が、例えば広報誌とか報告会というのがありますよね。ということでもいいのではないかというふうに思います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 私もここまではちょっと負担が重くて現実的ではないと思います。×をお願いします。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 ×です。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 必要ありません。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私もこれは必要ないと思います。

渡辺委員長 それでは、次のページをお開きください。附帯決議の充実というところで、議案、予算案等に対する意見を各会派で調整の上、議会の意思を表明するものとして附帯決議をもっと充実させるべきではないかということでございます。

この件につきまして、自民党さん。

上田委員 不要だと思います。あらかじめ議案、予算案等について附帯決議を充実させるというのは、ちょっと感覚がわかりません。その都度その都度出てきたものの議案について、結果として附帯決議がつくのであって、あらかじめ想定してこれを項目として載せるというのはいかななものかというふうに思いますので×だと思います。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 厳しい意見があったんだけど、やはり一定の議案や予算案等で議決があったにしても、やはり少数意見とか留意事項というものが当然あるわけであって、そういうことにあえて触れるという姿勢ですね。これはひとつは民主主義というか、そういうことの中では当然配慮していいことだと思います。

渡辺委員長 それでは、次に公明党さん。

吉田委員 不要だと思います。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 ×。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 必要ないと思います。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も必要ないと思います。

渡辺委員長 それでは、これで次の項目に移りたいと思います。

行政のチェックを強化する事項についてお聞きをいたしたいと思います。

その前に、前回までの調査依頼事項について何かございますでしょうか。

事務局（岡本参事・議事課長） そうしましたら、9ページの行政のチェックを強化する事項というところがございますが、これにつきまして、まず②⑥番の議会行動計画というところについて、いわゆる議会改革あるいは議会のあり方というものを行動計画として策定しているのは三重県と徳島県でございました。

それから、②⑦の専門的知見の活用、これは意味がよくわからないという御発言も委員各位からございましたが、これは地方自治法の100条の2により規定がございまして、いわゆる地方公共団体の議会は、議案の審査または当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的な事項に係る調査を議会として学識経験を有する者にさせることができるという規定がございまして、これはこう

というような機関をつくることができるということで、具体的に議会基本条例で設けておりますのが7府県、それから直接自治法に基づいて行っているのが東京都ということでございました。

9ページのところは以上です。

渡辺委員長 それでは、この項目では会派至誠さんが㊸番に対して保留でしたけれども。

杉本委員 。

渡辺委員長 それでは次に、専門的知見の活用の制度を創設すべきではないか。

これは自民党さん。

上田委員 ×でお願いします。理由は2点あります。まず1点目は、専門的知見の活用ということそのものについては否定するものではありませんけれども、参考人あるいはその部分でフォーカスされるというのが理由の第1。

そして、2つ目には議事課長から話がありましたけれども、地方自治法の100条であえて規定がされているのであるならば、法において規定されているのであるならば、条例において規定する必要がないというふうに考えます。

渡辺委員長 わかりました。

会派至誠さん。

杉本委員 自民党と一緒にです。

渡辺委員長 それでは、次のページをお開きください。

次に、議決事件の追加ということで、総合計画や行政改革など県政の基本的な方向を定める計画の改廃や変更について議決事件として追加できるようにすべきではないかということで、この件につきましては、社民党・無所属さんが保留ということでございました。

何かございますでしょうか。

菅沢委員 保留は撤回します。これは議決は必要なし。

むしろ基本計画とか、そういう計画編成という観点からのものな

んですけれども、今見直しが始まっておりますよね。いろんなそう  
いった中身も含めて県政を縛るとかね。逆に大変疑問も持っておりますので、むしろ毎年の予算編成とその審議というか、県民の暮らしや県政の当面する課題を重点に置いた審議が大事だと。県当局もそこに集中すると。県職員の労力も時間もそこに集中するぐらいの構えが必要だろうと。膨大な今作業が進んでいるのを見ながら、むしろ議決どころかそのものに疑問の声が我が会派では強いです。

渡辺委員長 わかりました。

それでは、次のページをお開きください。12ページでございます。

杉本委員 ちょっと待って。その後、⑳と㉑のところ、㉑番のところ  
で僕、 になっとるがだけど、か、ちょっと間違っただんやちゃ。  
×。ごめんなさい。

渡辺委員長 わかりました。

火爪委員 ㉑番なんですけど、前回 とか×とか一応言ったんですけど、  
県立学校の再編計画について、次年度入学生の募集停止を決めるときに、  
県の議決が必要でなければ なのではないかって私、意見を  
申し上げたんですけど、入学生徒募集停止時点で議決をしている県と  
いうのはどのくらいあるんでしょうか。もしわかっていたら教えて  
いただきたい。

渡辺委員長 今わかりますか。わからなければわからないで。

事務局（岡本参事・議事課長） 今の火爪委員の御質問については、  
募集定員を公表する際での議会の関与ということですね。

火爪委員 はい。

事務局（岡本参事・議事課長） 議決ということですね。

これは、今知り得ている情報では長野県がそうであります。

火爪委員 ほかはわからない。

事務局（岡本参事・議事課長） はい。そこはまだ調査はかけており  
ません。

澤谷委員 確認なんですけど、長野県の場合は条例に明記している。議

会の議決が要ると。富山県の場合は、前回は、議決を求めたということで一応議会の同意を得て廃校に持っていったと。それはわかるんですが、条例の案文には入っていないんですね。だから、これは長野県と同等に、きっちりと条例の中に明記すべき事項かなと思って私は聞いておったんです。

一応教育長は議会の同意をもらいましたと。それで廃校に持っていきまして。それはわかるんですが、富山県の場合は、長野県みたいに条例にきっちりと案文に入っていないんですね。だから、案文に入れてしっかりと議会の議決事件として取り扱っていくべきだというふうに思っておるので、その辺のところをまた精査してくださいよ。私の感じていることはそれだけ。

菅沢委員 県立学校の関連条例というのは、学校の廃止に関する議決は必要だと。募集停止に関する議決までは記載されていないということじゃないかと思います。

つまり、1年生を募集停止にしても、2年生、3年生は残っていますから、学校の廃止はできないわけです。ですから、1年生の募集停止の段階で、2年生、3年生が残っておっても、その段階で議会の議決が必要だというふうに条例を改正すべきだという見解なんですけど、この点ではどうですか。長野県はそうなっているんですけど、富山県はそうなっていないというふうに思っているんですけど、どうでしょうか。

上田委員 今ほど澤谷委員と菅沢委員から県立高校の再編のことについて議題とされていますけども、県立高校の再編については大変重要な課題だというふうには思いますけれども、この場においては、議会基本条例に何を記載するかどうかという話でありますので、その話はまた別の機会の場でやっていただくことが妥当だというふうに思います。

火爪委員 違う、違う。県立学校の再編計画について議決事件とするということを明記することに賛成か反対かという議論を前回しまし

た。そのときに、県立高校を廃止するときには議決が案件になっているんじゃないかということがあって、そして菅沢さんが今と同じ発言をされて、いや、こうだけども、新1年生の募集停止のときが大事なので、そこがどうなっているかという現状を再確認してみる必要があるねで終わっているんですよ。だから伺ったので、今の議題なんです、これ。よろしくお願いします。

わかりました。で、、×はそれで前回申し上げましたので、それでいいということです。

杉本委員 あと委員長、ほかの会派のことについて言うがもあれなんです、無所属の会はして下に「同 自民」って書いてあんだけど、自民党は×になっとるがいちゃ。自民党と同じだいうて、とはおかしいがでないけ。

吉田委員 そうなんやちゃね。いや、僕は……。

杉本委員 もう一遍、無所属、言えばいい。

吉田委員 僕は本当言うと不要というふうに、高校の設置条例の議決で対応すればいいんじゃないかという感じで言うと思ったと思うんだけど。

火爪委員 表現が難しいから、聞く人によってどうでもとっているの、きちんと当事者が訂正を要望すればいいんじゃないですか。

吉田委員 だから、これはになっているけど×に。

鹿熊委員 前回の議論をちょっと思い出しますと、前回の再編のときも含めて、富山県議会は高校再編について、議会に対してどういった形で条例を提案しているかというのをまずしっかりと確認すべきだろうと。7月に行われた特別委員会で菅沢委員が質問されたときの教育長の答弁は、聞きましたら、いわゆる廃止する条例をまず出し、その翌年に実際に閉校し新しい高校が開校しているという説明だったので、私はそれでいいのではないかというふうにそのときは発言したんですが、その後、長野県について私も調べましたら、説明のとおり、募集停止の段階で条例を提案して議会にかけているん

です。

したがいまして、そういったことも含めて、これは確かにこの基本条例の検討の場で議論になりましたけども、実質問題としては、高校再編について議会がどうかかわるかというのはこの基本条例の議論とは別の場なんですよ、上田さんが言われたとおり。従って、この×というのはちょっと保留にしてほしいんです。これはやっぱり別の場、高校再編の議論のところでしっかりと我々は議論しなきゃならないと思っていますので、これは保留にしてください。

菅沢委員　ここでの論点は、議会の権限として議決事件の追加という、見直し、拡大ですね。議会の権限の領域の拡大、重要な県政案件について議決案件として持ち上げていく、取り上げていくということについてのあり方の検討の項目だと思います。

したがって私は、個別の案件については県政課題として議会の論議になっているわけですが、議会として、手続的というか、権限の問題としての案件として、個別にこういうものをつけ加えていくという、このことをめぐって、いろんな考え方があると思います。一般的に、積極的に議決事件の追加ということについては前向きに検討するように、例えば特別委員会でもつくって絶えず協議するとか、それから個別に幾つかの案件については、さっき総合計画の案件もあったわけです。これは私どもやらなくていいと思っていますけども、幾つかの案件は、例えばその他の重大な県有財産の取得の書面などの議決案件、こういうのがあるわけですけど、個別として指定する必要があるかないかの議論が今あっていいということなのか、そういう議論があっていいのかどうかという議論だと思いますので、そういう点で提起されているんじゃないでしょうか。

したがって私は、個別案件で幾つか列記するとしたら、県立高校の問題なんかを取り上げたらどうかという意見なんです、私たちは。

ちょっと長くなりました。すみません。

渡辺委員長　一応伺ってはおきます。

海老委員 すみません。私もこの⑳番、前回ここに高校再編という文言を特別明記する必要はないんじゃないかということで、賛成ではない意見であります。

渡辺委員長 賛成ではない。

海老委員 はい。 ではない。

吉田委員 私のところも不要というところで。

火爪委員 ×？

吉田委員 ×。

火爪委員 自民党、×じゃないがいぜ。

杉本委員 自民党は×から保留になったん。

渡辺委員長 公明党さんもこれは×。

吉田委員 高校の設置条例の議決の対応でいくんじゃないかなということだった。

鹿熊委員 高校再編については、議会は当然関与すべきです。ただ、その関与する時期が議論になっているわけであって、それについてはやっぱりここで話していても結論は出ませんよ。

渡辺委員長 私もそう思うんだけど、一応こういう意見があったということはおきます。

それでは、次に……。

吉田委員 自民党は保留？

鹿熊委員 保留というか。

上田委員 間違っていたら訂正してください。

確かに県立高校の再編について議会がどう関与していくかというのは非常に大きな問題だと思いますけれども、今回のこのテーマの、きょうのこの議題というのは議会基本条例ということですので、じゃ、下の㉑番にしても重大な、重大なということになると、何が重大で何が重大じゃないかということが当然議論として覆いかぶさってくると思いますので、この項目は保留、また別の場所で当然話をするということになるかと思いますが、議会の中で、今



後県政の場において、県民世論を大きく左右するような課題が当然出てくることも想定されるというのであるならば、あえて県立高校の再編ということを書く必要は私はないという意味での保留だと。

当然、これはこれでまた別の場において、菅沢先生もおっしゃったように重大な案件であるとしたらならば、特別委員会なりを設置してやるという方法もあると思いますので、議会基本条例の中で個別の事案を書いていくと、どんどん膨らんでいくばかりだと。その都度その都度やっていくということはいかがなものかと。

基本条例ということの性格でありますので、それを制限列挙してどんどん書き足していくというのはどうなのかなというような気がします。そういった意味での保留です。

菅沢委員　ただ、県政を担う重要な案件について、この案件は議決事件として取り扱うべきだという、それに基づく関連条例の制定や改正を求めるということができる、そういう主張はできると、会派で動きますから、主張を持っておる会派を、そういうことの問いかけではないかというふうに私どもはこの（３）議決事件の追加という項目を受けとめているわけです。

その具体的な例として、高校再編ということがここに提起をされておるものですから、この案件についていろいろ調べてみると、長野県などは募集停止の段階で議決案件にしていると。高校の存廃、設置や廃止の段階はもちろんですけれども、その前段の募集停止の段階で議決案件にしているという事例があるわけです。

それは長野県の基本条例でそういう重要案件についての議決案件の事例が個別列挙的に規定されているかどうかまでは確認しておりませんが、そこで、全国的にこういうのは具体的にどういう取り扱いになっているかという調査、特に県立高校の再編問題について、再編というか、それにかかわる県立高校の設置、廃止、募集停止というふうな形で、どういうふうな扱いになっているかの調査を、私ども会派としては調査課長にお願いを今しているところです。

全国調査。

長野県についてはもう既に議事課のほうで把握していらっしゃる  
とおりです。それ以外の県で行われているかどうかについては私ど  
も今のところ把握しておりませんから、調査を依頼しているわけ  
です。

ちょっと余計なことを申し上げたかもしれませんが、私どもが  
ここに を提示しているのはそういうことです。

宮本委員 委員長、上田委員がおっしゃったことで皆さんそんなに違  
和感がないんだから、調べてもらえばいい。調べてもらってまた話  
をすればいい。

菅沢委員 だから、皆さん、×にしちゃうとですね。

宮本委員 いやいや、×にしているのは、うちの幹事長の言うように、  
基本条例に書くか書かないかは書かないけども、議論はしないとは  
誰も言っていないと言っているだけで、それだけの……。

菅沢委員 議決事件にするかどうかの議論なんですよ。

宮本委員 どっちみち調べてから議論せんまいか。調べてくれと言っ  
ておられるがだから、結論を……。調べてもらえばいい。

渡辺委員長 それでは次に、知事等との関係の基本原則ということで、  
11ページでございますが、議会は県民の多様な利益や意見を代表し、  
政策上の論点等を提起して世論形成することができ、民主的な意思  
決定を行うことができることを明記すべきではないか。

この件に関しましては全会派が保留だったものですから、この件  
につきまして、自民党さん、その後。

上田委員 ⑳番の文言については、個人的には「世論形成することが  
でき」という部分はいかがなものか、これくらい力を持っているの  
かなという気はしますけれども、至極当然の文言でありますので、  
あえて書く必要はないということで、×でお願いします。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 これ、地域との関係性について、どのように我々の立ち位

置というか、基本的な活動原則を認識するかという問題は大変重要な問題です。

今、二元制の議論がありますけれども、単なる制度論ではなくて、これはやっぱり政治姿勢、それから政策をめぐる論点、そして基本的な政治、道德の問題も含めてちゃんとあるわけで、どっちがいいか悪いかという意味で申し上げているんじゃないですよ。やはりちゃんとした関係性について、基本的に我々は規定を持つべきだという見解です。

渡辺委員長 それでは、次に日本共産党さん。

火爪委員 前回、表現がわかりづらいとか言って議論したんですが、最後に宮本さんが、これ、だけど二元代表制について表現をした項目やねかって、こう言われましたので、 にします。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 二元代表制ですね。 じゃないかなというような気がするんですけど。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 ×。理由は自民党と一緒にです。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 引き続き保留。というのは、キーワードに書いてある二元代表制というものはしっかり、この県議会で担保されているかって感じのことを、この間の山辺さんの発言もあるものですから、ちょっと保留させてください、もう1回。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 あえて書く必要はないというふうに私は思います。

渡辺委員長 それでは次に、㊸番の地方自治法上、議会が知事等に資料の提出等を求めることができる規定としては、検閲検査権（地方自治法 § 98 ）、調査権（地方自治法 § 100 ）があるが、予算や重要政策等の審議・調査に係る一般的な資料提供・説明要求に関する規定はなく、補完する観点から置くべきではないかという件でござい

ますが、この件につきましては、会派至誠さん、保留だったんですけれども。

杉本委員 ×。理由は自民党と共産党と一緒にです。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も特段書く必要はないんじゃないかなというふうに思います。不要です。

渡辺委員長 それでは次に、実地検査権へ踏み込んだ検査権の創設ということで、知事等の事務の執行について、必要に応じて検査するため、監査機能、評価機能の規定を置くべきではないか、この件につきましては全会派が保留だったものですから、再度自民党さん。

火爪委員 その前に質問いいですか。

渡辺委員長 はい、どうぞ。

火爪委員 実地検査権の定義を再確認させていただきたいことと、ほかの県で基本条例に入っているところって恐らくほとんどないと思うんですが、どうしてこの項目に上げられたのかという事情についてちょっと事前に教えていただければ助かります。

渡辺委員長 じゃ、事務局のほう。

事務局（岡本参事・議事課長） 実はこの実地検査権の定義ですけれども、議会の検査権につきましては、書類検査、書面検査ということで行政実例上決まっております。

地方自治法上のその考え方に基づくと、実地検査が必要な場合は、監査委員にそれを議会として請求してくれという規定の整理になっております。

ということで、実地検査ということについては、今のところ法令上は認めにくいというのが総務省の見解なんですけども、なぜここで論点に出てきたかということ、既に31道府県の議会基本条例の中で、議会の機能として、監視機能、評価機能というのが全てにおいて規定されておりまして、その中で特に大阪府が実地検査に踏み込んだ議論をしておいたという過程の中からこの論点が出てきたというこ

とで御理解をいただければと思います。

以上です。

渡辺委員長 よろしいですか。

火爪委員 はい。

渡辺委員長 それでは、自民党さん。

鹿熊委員 監視機能、評価機能は議会の重要な機能だというふうに理解いたしますが、その上で、規定まで置かんならんがだろろうかということについては、要らないのではないかなと思います。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 やっぱり明確にしたほうがいいんじゃないかなという感じですね。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 基本的にここまでの権限は認められていないという見解らしいですので要らない。×。

渡辺委員長 公明党さん。

吉田委員 自治法の範囲で、×と言ったほうがいいがね。

渡辺委員長 会派至誠さん。

杉本委員 ×。理由は自民党と一緒にです。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 ここに書いてある文言どおりで要らないと思います。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も今ほど説明があったとおりだと思いますので、×でお願いします。

渡辺委員長 それでは、次のページをおめくりください。

この中で、㊸番の質問趣意書の創設を行うべきではないか……。

杉本委員 すみません、その前に㊷番なんですが、私、会派としては×にしておったんですが、ちょっと勘違いしておったので、これはです。

渡辺委員長 はい、わかりました。

じゃ、戻りまして、質問趣意書の創設を行うべきではないかという  
ことで、㊸番ですけれども、県民クラブさん、検討の余地ありと  
いうことで保留だったんですけど。

笠井委員 はい。膨大な事務作業にならないのであれば書いてもいい  
のではないかと思います。ですから、 ですね。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 不要だというふうに思います。×をお願いします。

渡辺委員長 それでは次に、㊹番の賛否について、討論時間を充実さ  
せるため、討論後、修正するシステムを構築すべきではないかとい  
うことで、この件につきまして自民党さん、その後。

鹿熊委員 不要だと思います。

渡辺委員長 社民党・無所属さん。

菅沢委員 ちょっと意味がわからない。

事務局（岡本参事・議事課長） 今ほどの菅沢委員の㊹番の論点でご  
ざいますけれども、今既に制定している31道府県の基本条例につい  
ては、議会が審議を尽くし、議員討論による議案の修正に関して議  
会基本条例に根拠となる条文を記載するという、何らかの形の議論  
がされておりましたので、掲載をさせていただいております。

菅沢委員 討論を修正するシステム……。

火爪委員 いいですか。

大分前に国に対する意見書を自民党提案で神田さんが提案理由説  
明をなさったときに、それまで賛成だった社民党の皆さんが、にわ  
かに本会議場で反対に回られたことがあったんですよ。

要するに、最初、賛否を通告しているんだけど、本会議の賛成討  
論、反対討論を聞いた上で態度を変更するというのを可能にしよ  
うではないかという意味ですか。

菅沢委員 当然そのことは、論点が深まる、したがって、別にして賛  
否を判断するということはあり得ることで、規定があっていいと思  
います。

渡辺委員長 日本共産党さん。

火爪委員 そういうシステムはありで、現在でもそういうことというのは皆さん平気でやっておられるので、それこそ民進党さんの中に江西さんがおられたときに、いつも議会事務局は賛否の通告とは別に誰が立つか座るか大変緊張感を持って見ておられたことがあるので、通告とは関係なく態度を変更するというのは今あるので、書かなくてもできるんだと思いますので、書かなくてもいいのではないかなと思います。

渡辺委員長 県民クラブさん。

笠井委員 私も書く必要はないと思います。不用意に混乱を招くだけだと思います。

渡辺委員長 無所属の会さん。

海老委員 私も特に書く必要はないというふうに思います。

渡辺委員長 それでは最後に、③7番の決算審査の充実を図るため、決算特別委員会での知事との総括質疑をすべきではないか、この件に関しまして自民党さんが検討中だったものですから、その後何か。

鹿熊委員 これは、書かなくても事実上このようになってきているということを見ると、書く必要はないんじゃないでしょうか。

渡辺委員長 わかりました。

上田委員 そうなると社民党さん、意見が変わっている。

宮本委員 議論を尽くして意見を変えることも可能だって。

菅沢委員 この決算審査の充実ということについて、委員会条例でそういう方向性を追求できる規定があるようで、それを最大限生かすという方向で、自民党さんもそういう御判断のようですので、私たちもそれでいいというふうに思います。

渡辺委員長 わかりました。

それでは、本日はいろいろとありがとうございました。

本日の協議等の結果につきまして事務局でまとめて、後日、各委員へ配付をさせていただきます。

各委員におかれましては、会派としてお考えを整理する時間も必要かと思えます。

今回は引き続き、最終的な論点整理を進め、1ページに例示してあるとおり、あわせて条例化への方向性について各会派の意見をお聞きし、論点整理をおおむね終了したいと思えます。

また、本日の議論の中で各委員から提起のあったことにつきましては、事務局において調査をするようお願いいたします。

次に、本日議論があったことにつきましては、私のほうから報道機関にリリースしたいと思えますので、御一任をお願いいたします。

同じく決定されました会議録の公表については、おおむね2週間を目途に議会のホームページに公表する予定としたいと思えます。

なお、本日の資料は委員限りとし、公開されるまで取り扱いには十分注意をお願いいたします。

また、事務局においては、総務省、全国都道府県議会議長会と連携を密にしまして、法令等において漏れがないようぜひお願いをいたしたいと思えます。

それでは、そのような形で進めさせていただきます。

また、次回の第5回会議は、来週水曜日、27日の本会議終了後に開催することとし、全部で54の論点項目について引き続き論点整理及び条例化への方向性、条文化する、しない、規制等や申し合わせ事項とするなどについて議論をしていきたいと思えます。

以上で予定しておりました議題の協議は終わりましたが、この際ほかに何か御意見等ございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは、これをもって第4回議会基本条例制定検討会議を閉会といたします。

御苦労さまでございました。